

UAC J グループ贈収賄防止基本方針

UAC J グループは、UAC J グループ経営理念に則り、日本国の刑法、不正競争防止法、国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程のほか、米国の海外腐敗行為防止法（Foreign Corrupt Practices Act of 1977）、英国の贈賄防止法（Bribery Act 2010）、その他各国の贈収賄防止法等（以下、贈収賄防止関連法令という。）を遵守するため、以下のとおり、基本方針を策定する。

- 1 UAC J グループは、グループ贈収賄防止規程及びそのガイドラインを制定し、グループ各社の役員及び従業員は、グループ贈収賄防止規程及びそのガイドラインを理解し、遵守する。
- 2 グループ各社とその役員及び従業員は、公務員等に関するものであるか、民間の役職員等に関するものであるかを問わず、自己が担当する事業活動に適用される国内外の贈収賄防止関連法令を遵守し、贈収賄はもちろん、贈収賄との疑いを招く行為を行わない。
- 3 グループ各社の役員及び従業員について禁止される贈収賄防止関連法令に違反する行為やその疑いを招く行為には、次の各号に該当する行為を含む。
 - 一 グループ各社の役員及び従業員の職務に関して、会社が費用の負担をする形での贈賄行為
 - 二 グループ各社の役員及び従業員の職務に関して、自らが費用の負担をする形での贈賄行為
 - 三 第1号及び第2号に関するエージェント等を経由した間接的な贈賄行為
 - 四 グループ各社の役員及び従業員の職務に関しての収賄行為
 - 五 第4号について、エージェント等を経由した間接的な収賄行為
 - 六 グループ各社の役員及び従業員が、営業上の不正の利益を得る目的がない場合であっても、金銭その他の利益について、その提供の時期、方法、金額、頻度、当事者の地位等の客観的事実から、贈収賄との疑いを招く行為
 - 七 贈収賄を目的として又は贈収賄を目的とする疑い招く形で、虚偽の会計処理を行う行為
- 4 グループ各社の役員及び従業員は、贈収賄防止関連法令、本基本方針、グループ贈収賄防止規程又はそのガイドラインの違反、違反の疑い又はその可能性がある場合には、UAC J の法務・コンプライアンス担当部門又はUAC J 企業倫理相談制度に通報する。
- 5 グループ各社の役員及び従業員は、贈収賄防止関連法令、本基本方針、グループ贈収賄防止規程又はそのガイドラインに照らし、疑問がある場合には、自社又はUAC J の法務・コンプライアンス担当部門に相談する。

制定：2018年12月17日